

特許庁アーキテクチャ標準仕様書 (別冊1) 命名ルール編

第1.1版

平成28年6月

特許庁

改訂履歴

項番	版数	作成日/改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.1	平成28年5月31日	新規	章構成の変更、分冊化に伴い新規作成。

はじめに

(1) 本書の位置づけ

本書は、『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の各要素における個別ルールのうち、用語のルール及び名称の標準化のための命名ルールに関する内容を規定し、別冊として定めたものである。

特許庁システムの設計・開発において、本書に示す用語の整備規約及び指針に基づき、特許庁システム全体で用語を一元的に管理することを想定している。本書に示すルールの適用だけでなく、用語の管理に関する運用を確実に行うことによりサブシステム間の認識齟齬の防止といった目的が達成される。

(2) 本書の利用者及び利用目的

本書は、個別システム刷新に関係するステークホルダ（情報技術統括室職員、特許庁PMO、システム利用者、原課、要件整理補助（支援）業者、調達支援業者、設計・開発ベンダ、システムインテグレーションベンダ、ハードウェアベンダ、オペレーションベンダ等）向けに作成されたものであり、当該ステークホルダが本書を利用しシステムの構造を標準化するためのルールに従い個別システム刷新を行うことにより、段階的刷新を通じ特許庁システム全体として統一された保守性と移植性の高いシステムを実現することを目的とする。

(3) 本書の文書構成

本書は、以下の章から構成される。

1章 用語管理のルール

インタフェース名やデータベースのテーブル名等の論理名に使用する用語のルールを定める。

2章 命名ルール

論理データベース設計での命名ルール及びインタフェース名の命名ルールを定める。

本書においても『特許庁アーキテクチャ標準仕様書』の本冊（以下、『本冊』と呼ぶ）のルールの考え方¹に基づき、分類されるルールを規定する。詳細は、『本冊』の「2. ルールの考え方」を参照のこと。

本書におけるルールの表記方法は、以下のとおり。

- ルールの前段に「目的」（ルールの目的）を記載することにより、ルールを遵守することで達成したい事柄を明確化する。
- 規約及び設計指針は連番を付与し列挙する。また、設計指針はルールの表記上、「指針」と記載する。
- 推奨や特例ルールも連番を付与し、付随する規約又は設計指針のルールの直後に字下げして記載する。

¹ 設計方針に基づいて段階的に刷新される各刷新対象システムの構築に必要な、設計に関与するステークホルダ（設計・開発ベンダ等）の遵守事項（ルール）を、以下の観点で整理する。

- スcope（ルールの適用範囲（システム））
- 強制力（ルールに含まれる設計に関与するステークホルダ（設計・開発ベンダ等）の裁量の範囲であり、設計指針、規約、推奨及び特例の4つに分類）

以下にルールを表記例を示す。

なお、表記例における「スコープ」の詳細については『本冊』の「2.1 スコープ(ルールの適用範囲)」を、「規約・指針・推奨・特例」の詳細については『本冊』の「2.2 強制力(ルールの裁量)」を参照のこと。

目的:	XXXXXXXXXX
スコープ:	XXXXXXXXXX
規約1:	XXXXXXXXXX
規約2:	XXXXXXXXXX
特例1:	XXXXXXXXXX
指針1:	XXXXXXXXXX
特例1:	XXXXXXXXXX
特例2:	XXXXXXXXXX
推奨1:	XXXXXXXXXX

(4) 本書の利用方法

本書の利用者及び利用方法について以下に示す。

表 (4)-1 本書の利用者及び利用方法

(○:利用する, -:利用しない)

利用者 利用方法	情報技術 統括室	特許庁P MO	システム 利用者, 原課	要件整理 補 助 業 者, 調達 支援業者	設 計・開 発ベンダ	システム インテグ レーショ ンベンダ	ハードウ ェアベン ダ	オペレー ションベ ンダ
システム構造の 定型化(ルール の理解・遵守)	○	○	○※	○	○	○	-	-
技術的整合性 確保(コントロール 及びチェック)	○	○	-	○	○	-	-	-

※ルールに従い画面設計等の設計レビューに関与するために必要。

本書は詳細なルールを記載しているため、必要な箇所をその都度参照してルールを確認するといった利用方法を想定している。

(5) 本書の運用方法

本書の運用方法について以下に示す。

① 運用開始時期

平成28年6月から運用を開始する。

② 改定時期

平成29年3月末、平成30年3月末及び平成31年3月末の3回の時期において改定を予定している。

③ 整備及び管理

『特許庁PMO標準・規約類における整備及び管理方針』に従う。

－ 目 次 －

1. 用語管理のルール	1
2. 命名ルール	3
2.1 論理データベース設計での命名ルール	4
2.1.1 テーブル名の命名ルール	5
2.1.2 カラム名の命名ルール	6
2.2 インタフェース名の命名ルール	8
2.2.1 インタフェース名の命名ルール	9
2.2.2 入出力項目名の命名ルール	11

1. 用語管理のルール

目的:	用語を整備し、テーブル名等の名称に統一したルールを設けることにより、設計に關与するステークホルダ(設計・開発ベンダ等)が命名した対象を誤解せずに利用できるようにする。また、用語の重複及び同音異義・異音同義語を排除することでサブシステム内及びサブシステム間での認識齟齬を防止するほか、サブシステム間での不要な読み替えやコード値変換を抑止する。
スコープ:	階層定型化サブシステム及びインタフェース定型化サブシステム
指針1:	用語は、「(1)用語の種類」に示す種類を使用すること。
指針2:	用語の表記は、「(2)用語の表記」に示す表記ルールに従い、表記すること。
規約1:	用語の整備は、「(3)A.整備規約」に示す規約のとおり整備すること。

テーブル名、カラム名、サービスインタフェース名及びサブシステム間インタフェースのインタフェース名、入出力項目名の論理名に使用する用語のルールを以下に示す。

(1) 用語の種類

用語の種類を下表に示す。

表 1-1 用語の種類

項番	用語の種類	概要	例
1	主要語	管理すべき対象となるデータを表す用語。	「先願」、「拒絶理由」、「書類」、「願書受付」等。
2	区分語	データの種類を表す用語。	コードの場合、「コード」、「番号」、「区分」、「フラグ」等。非コードの場合、「名」、「日」等。
3	修飾語	修飾の対象となる主要語や区分語について、その意味内容を詳細に説明するために用いられる用語。	● コードの種類を表す「四法」等。 ● 補足説明する「手運用」や「担当職員」等。 ● グループを表す「変更前」、「変更後」等。 ● データ型を表す「一覧」等。 ● 動作を表す「生成」、「チェック」等(項番4の動作語)。
4	動作語	修飾語のうち、動作を表す用語。	「生成」、「チェック」等。

(2) 用語の表記

用語の表記ルールを以下に示す。

- アルファベット、算用数字、アンダースコア(「_」)は、半角とすること。それ以外は、全て、全角とすること。
- 業務として意味がある場合を除き、送り仮名は省略すること。
例:「取り扱い」→「取扱」

(3) 用語の整備

A. 整備規約

用語の整備規約を以下に示す。

- 共有データベースや公開されるインタフェースで利用される用語は、特許庁全体で一元管理される用語集²を確認し、重複や同音異義・異音同義語の排除すること。
- サブシステム内で固有の用語は、サブシステムの責任において、サブシステム内で一元管理し、サブシステム内の重複や同音異義・異音同義語を排除すること。

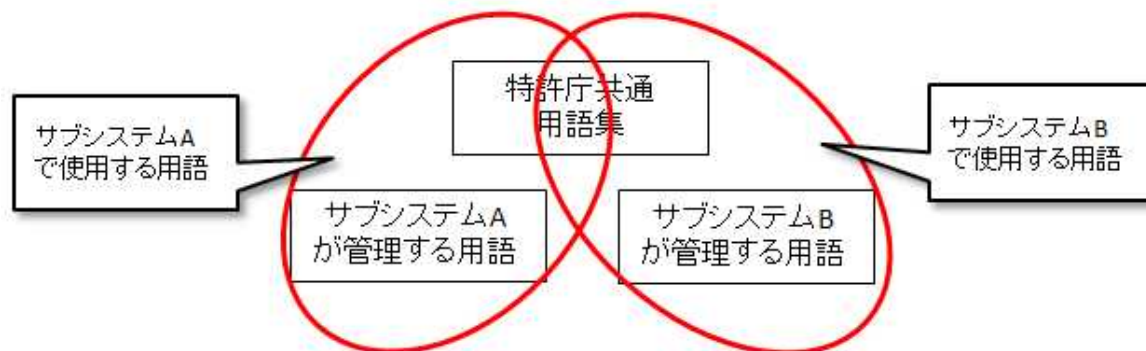


図 1-1 サブシステムで使用する用語の関連

B. 用語を整備する際の留意事項

用語を整備する際の留意事項を以下に示す。

- 用語は、意味を定義し、誤った意味で用語が利用されないようにすること。
用語定義の出典や参照先として、法令や標準規格等があれば合わせて記載すること。
- 外部環境の変化に影響されにくい用語を定義すること。
外部環境の変化に影響されにくい用語には、「四法コード」や「出願日」等、値ドメイン³として管理される名称等が考えられる。また、外部環境の変化に影響されやすい用語には、プログラムプロダクト名等が考えられる。

² この用語集で管理する用語は、主要語、区分語、修飾語、動作語及び実際に命名された論理名(テーブル名、カラム名、インタフェース名、入出力項目名)とする。

³ 値ドメインについては、『データ統合方針書』の「3.1.1.2.3 値ドメイン管理」及び「3.1.1.2.4 データ辞書構築」を参照のこと。

2. 命名ルール

サブシステム内及びサブシステム間で誤解せず利用(設計)できるようにすることを目的に, 本章節にて論理名の共通的な命名ルールを定める。

2.1 論理データベース設計での命名ルール

サブシステムにおいて、誤解せずに概念データモデル定義や論理データベース設計を行えるようにすることを目的に、以下に対し、論理名の共通的な命名ルールを定める。

- テーブル名
- カラム名

2.1.1 テーブル名の命名ルール

目的:	テーブル名に統一したルールを設けることにより、テーブルの要素を誤解せずに利用できるようにする。また、テーブル名の重複と同音異義・異音同義語を極力排除することでサブシステム内及びサブシステム間での認識齟齬を防止するほか、データの集中化を促進し、変更の影響箇所数を低減する。
スコープ:	階層定型化サブシステム及びインタフェース定型化サブシステム(外部システム連携)
指針1:	テーブル名は、「(1)テーブル名の構成」に示す用語の組み合わせに従い、命名すること。
指針2:	テーブル名は、「(2)テーブル名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項」に示す禁止事項に抵触しないよう、命名すること。

(1) テーブル名の構成

テーブル名は、以下の用語の組み合わせで構成すること。

テーブル名 = 修飾語(0個以上) + 主要語(1個) + 修飾語(0個以上)

※1 主要語、修飾語の用語の種類については、「1 用語管理のルール」を参照のこと。

※2 各用語の区切り文字は、アンダースコア(「_」)とする。必要に応じて、追加で区切り文字を定義してもよい。その場合は、サブシステムで利用方法を統一すること。

テーブル名の例を下表に示す。

表 2.1-1 テーブル名の例

項番	パターン	テーブル名の例
1	主要語	「代理人」、「書類」、「目視案件」等
2	修飾語 + 主要語	「庁内_書類」、「中間手続_書類」等
3	主要語 + 修飾語	「目視案件_一覧」等

(2) テーブル名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項

サブシステムに対しての共有データベース、個別データベースの関係性を考慮し、テーブル名の重複と同音異義・異音同義語の使用を下表に示すとおり、禁止する。

表 2.1-2 重複と同音異義・異音同義語の禁止部分(テーブル名)

項番	配置関係		重複	同音異義・異音同義語
1	同一のデータベース内		禁止	禁止
2	異なる共有データベース間			
3	共有データベースと個別データベース間			
4	異なる個別データベース間	共通リソースデータを定義するテーブル間	禁止	禁止
		共通リソースデータを定義するテーブルと共通リソースデータ以外を定義するテーブル間	禁止	禁止
		共通リソースデータ以外を定義するテーブル間	禁止(一部許容)※	禁止(一部許容)※

※ システム都合の制御テーブル、処理都合のワークテーブル、等、将来にわたって他サブシステムに対して公開する可能性がないテーブルに関しては、重複及び同音異義・異音同義語を許容する。

2.1.2 カラム名の命名ルール

目的:	カラム名に統一したルールを設けることにより、カラムの要素を誤解せずに利用できるようにする。また、カラム名の重複と同音異義・異音同義語を極力排除することでサブシステム内及びサブシステム間での認識齟齬を防止するほか、データの集中化を促進し、変更の影響箇所数を低減する。
スコープ:	階層定型化サブシステム及びインタフェース定型化サブシステム(外部システム連携)
指針1:	カラム名は、「(1)カラム名の構成」に示す用語の組み合わせに従い、命名すること。
指針2:	カラム名は、「(2)カラム名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項」に示す禁止事項に抵触しないよう、命名すること。

(1) カラム名の構成

カラム名は、以下の用語の組み合わせで構成すること。

カラム名 = 修飾語(0個以上) + 区分語(1個) + 修飾語(0個以上)

※1 修飾語、区分語の用語の種類については、「1 用語管理のルール」を参照のこと。

※2 各用語の区切り文字は、アンダースコア(「_」)とする。ただし、値ドメインを表す「修飾語+区分語」の部分に関しては、アンダースコアを省略する。必要に応じて、追加で区切り文字を定義してもよい。その場合は、サブシステムで利用方法を統一すること。

カラム名の例を下表に示す。

表 2.1-3 カラム名の例

項番	パターン	カラム名の例
1	修飾語 + 区分語 (値ドメイン)	「四法コード」, 「記部連番」, 「出願人氏名」, 「起案日」等
2	修飾語 + 修飾語 + 区分語 (修飾語 + 値ドメイン)	「先願_有無フラグ」, 「拒絶理由_記部連番」等
3	区分語 + 修飾語	「IPC_サブクラス」等
4	修飾語 + 区分語 + 修飾語 (値ドメイン + 修飾語)	「受付番号_手運用」等

(2) カラム名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項

サブシステムに対しての共有データベース、個別データベースの関係性を考慮し、カラム名の重複と同音異義・異音同義語の使用を下表に示すとおり、禁止する。尚、テーブル同士を結び付けるためのキー項目は重複データとして扱わない⁴ため、テーブル同士を結び付けるためのキー項目を識別するカラム名においては、下表の重複の対象とはしないこととする(例えば、同一データベース内の異なるテーブル間に同じ名前のキー項目が存在してもよい)。

⁴ 『データ統合方針書』の「1.5.1 重複データとは」の章を参照のこと。

表 2.1-4 重複と同音異義・異音同義語の禁止部分(カラム名)

項番	配置関係		重複	同音異義・ 異音同義語
1	同一テーブル内		禁止	禁止
2	同一データベース内の異なるテーブル間			
3	異なる共有データベース間			
4	共有データベースと個別データベース間			
5	異なる個別データベース間	共通リソースデータを定義するテーブル間	禁止	禁止
		共通リソースデータを定義するテーブルと 共通リソースデータ以外を定義するテーブル間	禁止	禁止
		共通リソースデータ以外を定義するテーブル間	禁止(一部許容)※	禁止(一部許容)※

※ システム都合の制御テーブル, 処理都合のワークテーブル, 等, 将来にわたって他サブシステムに対して公開する可能性がないテーブルに関しては, 重複及び同音異義・異音同義語を許容する。

2.2 インタフェース名の命名ルール

サブシステム内及びサブシステム間で誤解せず利用(設計)できるようにすることを目的に、以下に対し、論理名の共通的な命名ルールを定める。

- インタフェース名
- 入出力項目名

本書でのインタフェース名の命名ルールの対象は、サービスインタフェース及びサブシステム間インタフェースとする。具体的には、サブシステム内インタフェース(サービスインタフェース)(下図の①)、サブシステム間インタフェース(サービスインタフェース)(下図の③)、サブシステム間インタフェース(非サービスインタフェース)(下図の④)⁵及びサブシステムと外部システム連携サブシステム間インタフェース(下図の⑤)を対象とする。

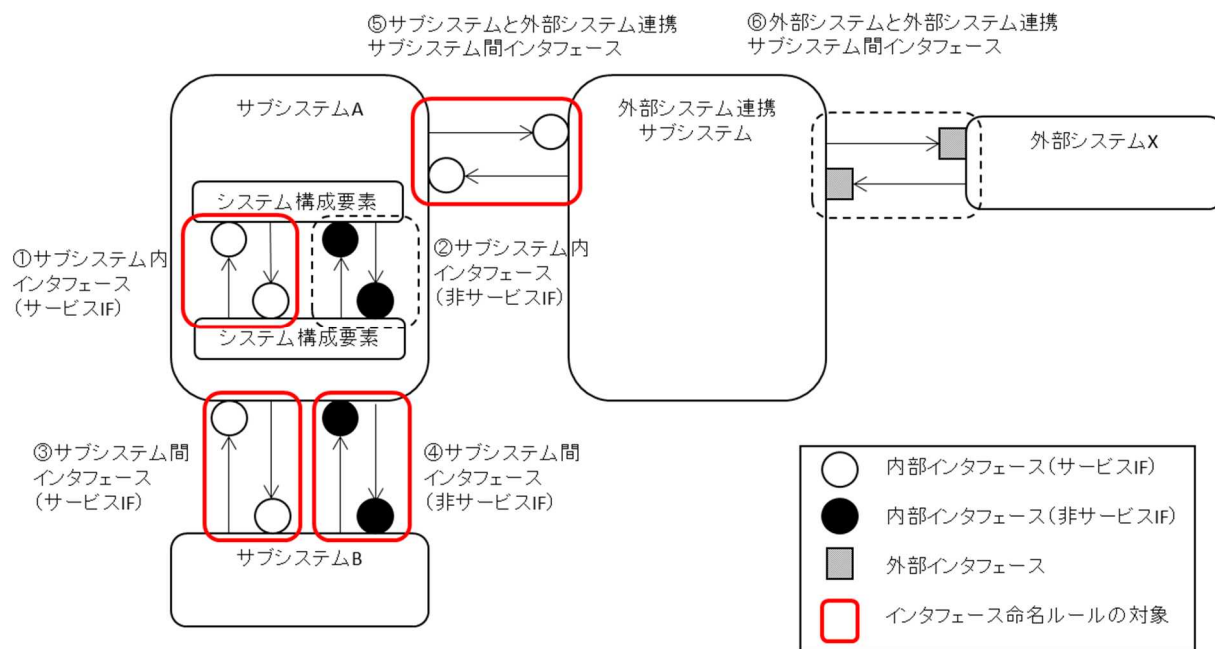


図 2.2-1 インタフェース名の命名ルールの対象

⁵ 業務アプリケーション(バッチ)によるサブシステム間連携処理方式が該当する。詳しくは、『本冊』の「3.1.2.6.1.3 バッチ処理方式のサブシステム間連携」及び「3.2.1 インタフェースのルールとして定める範囲」を参照のこと。

2.2.1 インタフェース名の命名ルール

目的:	インタフェース名に統一したルールを設けることにより、インタフェースを誤解せずに利用できるようにする。また、インタフェース名に重複と同音異義・異音同義語を極力排除することでサブシステム内及びサブシステム間での認識齟齬を防止する。
スコープ:	階層定型化サブシステム及びインタフェース定型化サブシステム
指針1:	インタフェース名は、「(1)インタフェース名の構成」に示す用語の組み合わせに従い、命名すること。
指針2:	インタフェース名は、「(2)インタフェース名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項」に示す禁止事項に抵触しないよう、命名すること。

(1) インタフェース名の構成

インタフェース名は、以下の用語の組み合わせで構成すること。

インタフェース名 = 修飾語(0個以上) + 主要語(1個) + 修飾語(0個以上) + 動作語(1個)

※1 主要語、修飾語、動作語の用語の種類については、「1 用語管理のルール」を参照のこと。

※2 各用語の区切り文字は、アンダースコア(「_」)とする。必要に応じて、追加で区切り文字を定義してもよい。その場合は、サブシステムで利用方法を統一すること。

インタフェース名の例を下表に示す。

表 2.2-1 インタフェース名の例

項番	パターン	インタフェース名の例
1	主要語 + 動作語	「書類_チェック」、「願書受付_登録」等
2	修飾語 + 主要語 + 動作語	「庁内_書類_一括チェック」等
3	修飾語 + 主要語 + 修飾語 + 動作語	「特許_願書受付_本受付_登録」等

例えば、ESBを経由して外部システムとデータの送受信を行う、サブシステムとESBとの間の内部インタフェースの場合、送受信の主体をわかりやすく表現するために、データ名を主要語としてインタフェース名を定義してもよい。インタフェース名の例を下図に示す。

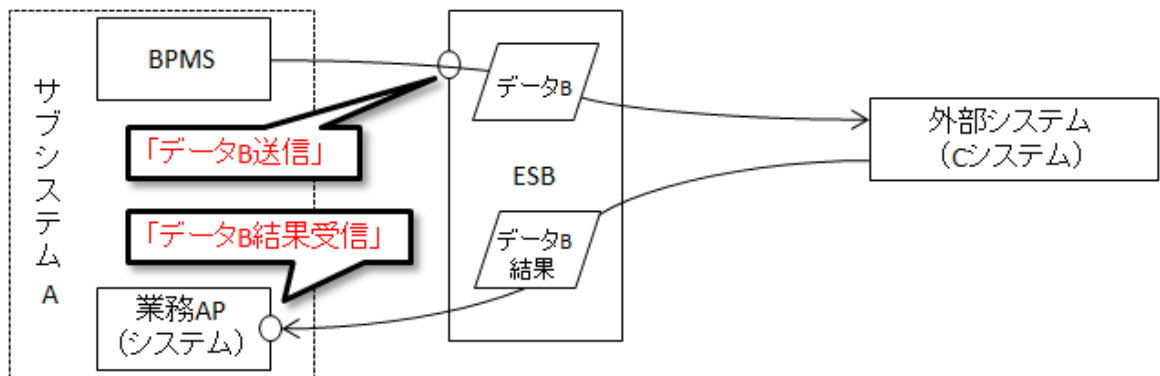


図 2.2-2 インタフェース名の例

(2) インタフェース名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項

インタフェース名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項を以下に示す。なお、サブシステム内インタフェース(サービスインタフェース)であってもその後に他のサブシステムに対して公開する可能性を考慮し、インタフェースの種類によらず同じルールを定める。

- インタフェース名の重複を禁止すること。
- 同音異義・異音同義のインタフェース名を禁止すること。

2.2.2 入出力項目名の命名ルール

目的： 入出力項目名に統一したルールを設けることにより、入出力項目を誤解せずに利用できるようにする。また、入出力項目名に重複と同音異義・異音同義語を極力排除することでサブシステム内及びサブシステム間での認識齟齬を防止する。

スコープ： 階層定型化サブシステム及びインタフェース定型化サブシステム

指針1： 入出力項目名は、「(1)入出力項目名の命名ルール」に従って命名すること。

(1) 入出力項目名の命名ルール

入出力項目名の命名ルールを以下に示す。

- データベースのカラム名を利用すること。
- カラムに存在しない名称が必要な場合は、カラム名の命名ルール(「2.1.2 カラム名の命名ルール」を参照のこと。)に従って名称を定義すること。

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.1版 適合確認チェックリスト（別冊1）

項番	頁	ルール名	強制力	内容	細則		適合基準	想定記載設計成果物	APペンダ記入欄				JPO記入欄				備考				
					No.	内容			記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載		評価結果			
											Level-1 (*1)	評価日	Level-2 (*2)	Level-3 (*3)				Level-1 (*1)	評価日	Level-2 (*2)	Level-3 (*3)
1	1	1.用語管理のルール	指針1	用語は、「(1)用語の種類」に示す種類を使用すること。	1	細則なし	使用する用語が、「表 2.1-1 用語の種類」のいずれかの用語の種類に分類されること。														
			指針2	用語の表記は、「(2)用語の表記」に示す表記ルールに従い、表記すること。	1	アルファベット、算用数字、アンダースコア（「_」）は、半角とすること。それ以外は、全て、全角とすること。 2 業務として意味がある場合を除き、送り仮名は省略すること。	・アルファベット、算用数字、アンダースコア（「_」）を全角で記載していないこと。 ・アルファベット、算用数字、アンダースコア（「_」）以外の文字を半角で記載していないこと。 送り仮名のある用語が存在する場合、送り仮名をつけた理由について特許庁と合意が取れていること。														
			規約1	用語の整備は、「(3)A.整備規約」に示す規約のとおり整備すること。	1	共有データベースや公開されるインタフェースで利用される用語は、特許庁全体で一元管理される用語集を確認し、重複や同音異義・異音同義語の排除すること。	共有データベースや公開されるインタフェースで利用される用語について、特許庁全体で一元管理される用語集の用語を使用していること。														
					2	サブシステム内で固有の用語は、サブシステムの責任において、サブシステム内で一元管理し、サブシステム内の重複や同音異義・異音同義語を排除すること。	サブシステム内で固有の用語について、サブシステム内で一元管理していること。														
2	5	2.1.1 テーブル名の命名ルール	指針1	テーブル名は、「(1)テーブル名の構成」に示す用語の組み合わせに従い、命名すること。	1	テーブル名は、以下の用語の組み合わせで構成すること。 修飾語（0個以上）＋主要語（1個）＋修飾語（0個以上）	左記以外でテーブル名が定義されていないこと。														
					2	各用語の区切り文字は、アンダースコア（「_」）とすること。	区切り文字にアンダースコア（「_」）が使われていること。														
					3	追加で区切り文字を定義する場合、サブシステムで利用方法を統一すること。	追加で使用する区切り文字と利用方法について、設計成果物に明記されていること。														
			指針2	テーブル名は、「(2)テーブル名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項」に示す禁止事項に抵触しないよう、命名すること。	1	「表 2.1-2」の配置関係にあるテーブルについて、以下の①～③を全て満たすテーブルを除き、テーブル名が重複しないこと ①異なる個別データベース間のテーブル ②共通リソースデータ以外を定義するテーブル ③将来にわたって他サブシステムに対して公開する可能性がないテーブル	テーブル名に重複がある場合、左記の①～③を全て満たすテーブルに限ること。														
					2	「表 2.1-2」の配置関係にあるテーブルについて、以下の①～③を全て満たすテーブルを除き、同音異義・異音同義のテーブル名としないこと ①異なる個別データベース間のテーブル ②共通リソースデータ以外を定義するテーブル ③将来にわたって他サブシステムに対して公開する可能性がないテーブル	テーブル名に同音異義・異音同義がある場合、左記の①～③を全て満たすテーブルに限ること。														
3	6	2.1.2 カラム名の命名ルール	指針1	カラム名は、「(1)カラム名の構成」に示す用語の組み合わせに従い、命名すること。	1	カラム名は、以下の用語の組み合わせで構成すること。 修飾語（0個以上）＋区分語（1個）＋修飾語（0個以上）	左記以外でカラム名が定義されていないこと。														
					2	各用語の区切り文字は、アンダースコア（「_」）とすること。ただし、値ドメインを表す「修飾語＋区分語」の部分に関しては、アンダースコアを省略すること。	・値ドメインを表す「修飾語＋区分語」の部分にアンダースコア（「_」）を使用していないこと。 ・上記以外の場合、区切り文字にアンダースコア（「_」）が使われていること。														
					3	追加で区切り文字を定義する場合、サブシステムで利用方法を統一すること。	追加で使用する区切り文字と利用方法について、設計成果物に明記されていること。														
			指針2	カラム名は、「(2)カラム名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項」に示す禁止事項に抵触しないよう、命名すること。	1	「表 2.1-4」の配置関係にあるカラムについて、以下の①～③を全て満たすカラム以外は、カラム名が重複しないこと。 ①異なる個別データベース間のテーブル上のカラム ②共通リソースデータ以外を定義するテーブル上のカラム ③将来にわたって他サブシステムに対して公開する可能性がないテーブル上のカラム	カラム名に重複がある場合、左記の①～③を全て満たすカラムに限ること。														
					2	「表 2.1-4」の配置関係にあるカラムについて、以下の①～③を全て満たすカラム以外は、同音異義・異音同義のカラム名としないこと。 ①異なる個別データベース間のテーブル上のカラム ②共通リソースデータ以外を定義するテーブル上のカラム ③将来にわたって他サブシステムに対して公開する可能性がないテーブル上のカラム	カラム名に同音異義・異音同義がある場合、左記の①～③を全て満たすカラムに限ること。														
4	9	2.2.1 インタフェース名の命名ルール	指針1	インタフェース名は、「(1)インタフェース名の構成」に示す用語の組み合わせに従い、命名すること。	1	インタフェース名は、以下の用語の組み合わせで構成すること。 修飾語（0個以上）＋主要語（1個）＋修飾語（0個以上）＋動作語（1個）	左記以外でインタフェース名が定義されていないこと。														
					2	各用語の区切り文字は、アンダースコア（「_」）とすること。	区切り文字にアンダースコア（「_」）が使われていること。														
					3	追加で区切り文字を定義する場合、サブシステムで利用方法を統一すること。	追加で使用する区切り文字と利用方法について、設計成果物に明記されていること。														
			指針2	インタフェース名は、「(2)インタフェース名の重複と同音異義・異音同義語の禁止事項」に示す禁止事項に抵触しないよう、命名すること。	1	インタフェース名の重複を禁止すること。	すべてのインタフェースに異なるインタフェース名が命名されていること。														
					2	同音異義・異音同義のインタフェース名を禁止すること。	すべてのインタフェースに同音異義・異音同義以外のインタフェース名が命名されていること。														
5	11	2.2.2 入出力項目名の命名ルール	指針1	入出力項目名は、「(1)入出力項目名の命名ルール」に従って命名すること。	1	データベースのカラム名を利用すること。	入出力項目名にデータベースのカラム名を利用しているか利用していないかについて、設計成果物に明記されていること。														
					2	カラムに存在しない名称が必要な場合、入出力項目名は、以下の用語の組み合わせで構成すること。 修飾語（0個以上）＋区分語（1個）＋修飾語（0個以上）	左記以外で入出力項目名が定義されていないこと。														
					3	各用語の区切り文字は、アンダースコア（「_」）とすること。ただし、値ドメインを表す「修飾語＋区分語」の部分に関しては、アンダースコアを省略すること。	・値ドメインを表す「修飾語＋区分語」の部分にアンダースコア（「_」）を使用していないこと。 ・上記以外の場合、区切り文字にアンダースコア（「_」）が使われていること。														
					4	追加で区切り文字を定義する場合、サブシステムで利用方法を統一すること。	追加で使用する区切り文字と利用方法について、設計成果物に明記されていること。														

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: Level-2の評価結果はLevel-1の評価結果より導出する。
例: Level-1の評価結果に1つでも「不適合」があればLevel-2の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*3: Level-3の評価結果はLevel-2の評価結果より導出する。
例: Level-2の評価結果に1つでも「不適合」があればLevel-3の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。